

2011 年度日本語教育普及活動事業

(さくらネットワーク事業)

助成事業募集のご案内

国際交流基金北京日本文化センターは、中国における日本語教育普及を目的とした支援事業を以下の要領で募集します。2011 年度に実施予定の活動で、支援申請予定の機関は、お気軽に当センターまでお問い合わせください。

※2009 年度までに、毎年 1 回募集を行っていた、「国際交流基金（東京本部）公募プログラム事業」（「日本語教材寄贈」「海外日本語教育ネットワーク助成」「海外日本語弁論大会助成」「日本語教材制作支援」「講師謝金助成」）は、2010 年度より廃止となりました。（日本語国際センター、関西国際センターの訪日研修を除く）

1. 対象事業

一機関、団体の日本語教育にとどまらず、中国や各地域の日本語教育全体への普及・拡大・発展に寄与する事業であること。日本語教育の発展に有効であれば、一国や地域を越えた人や機関・団体が参加していても対象とします。また、対象事業は2011 年 4 月より 2012 年 3 月 31 日までに実施されるものに限ります。

以下の要素を持った事業を奨励します。

(1) 中国国内の日本語教師（中学、高校、大学等の学校教育機関における日本語教師）の質的向上と、日本語教師・日本語教育機関の地域内、あるいは地域を越えたネットワーク形成に資する事業

例：

- 日本語教師研修会
- 各地教師会主催の日本語教育セミナー
- 日本語教育普及等に資するセミナー、シンポジウム
- 日本語教育普及のための情報発信

(2) 中国国内の日本語学習者（中学、高校、大学等の学校教育機関における学習者）の学習レベルの向上、および地域における日本語教育ネットワークの活性化を目的とした学習者向け奨励活動

例：

- 日本語弁論大会
- 日本語演劇大会

※一学校内に限定される活動や、すでに開催実績のある事業に対しては支援優先度が下がります。

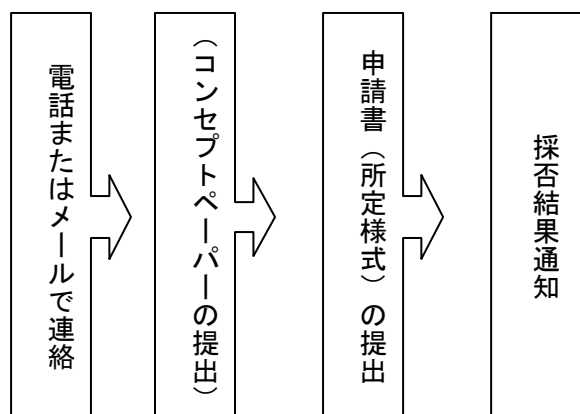
次のような事業は支援対象となりません

- 営利を目的とするもの
- 宗教的または政治的な目的のために利用されるもの
- 大学へのコースや講座の設置、教員の給与の補填
- 奨学金事業の創設・支援
- 教師会や学会などの定例会・理事会
- 教材や図書などの一機関への寄贈支援
- 一機関への日本語教師の派遣や斡旋・紹介
- 知的財産権の侵害のおそれのある、著作物等の制作、出版

2. 事前相談と申請方法

まずは北京日本文化センター日本語教育担当者あてまでお電話（010-8567-9511）またはメール（jpfbj@jpfbj.cn）にてお問い合わせください。企画されている事業が募集要旨に沿ったものかどうか確認するため、申請書（北京日本文化センター所定の様式）の提出に先立ちコンセプトペーパー（企画概要書）の提出をお願いする場合があります。コンセプトペーパーには、事業の概要（事業名、実施時期、事業趣旨、実施計画、主な関係者、期待される効果、予算計画）を2、3枚程度に簡潔にまとめてください（書式自由）。提出されたコンセプトペーパーを北京日本文化センターが確認し、募集要旨に合致する内容であると判断される場合には、申請書を提出いただきます。

応募の流れ



3. 募集期間

通年随時受け付けます。

ただし、原則事業実施予定の2ヶ月前までに北京日本文化センターへ事前相談をしてください。

2ヶ月以降のご応募は受け付けられない場合がありますのでご注意ください。

4. 申請資格

- 事業を計画に従い遂行する能力があること
- 個人による申請は受け付けません
- 営利団体による申請は受け付けません
- 原則助成金を受領できる申請団体名義の国内銀行口座を有すること（個人名義の口座は不可）
- 中国（香港・マカオ含む）にある団体であること。

5. 選考方針

以下のような観点から審査を行い、総合的に採否を決定します。

- プロジェクトの目的が、中国の日本語教育普及、あるいは課題解決に資するものであること。
- プロジェクトの実施方法・計画、実施時期が明確かつ具体的であること
- プロジェクトの実施のために、必要かつ十分な実施体制、日程が組まれていること。
- プロジェクトの成果が広く共有され、効果的に影響を与える、波及効果の高いものであること。
- 国際交流基金以外の資金（自己資金、他の助成金）の調達努力がされていること
- プロジェクト終了後も自立的に事業を継続・発展させていく能力と具体的計画があること。

6. 助成額

案件ごとにより金額を査定します。

参考：2010年度助成額平均 6000元

また、以下の経費は、助成対象となりません。

- 資本金・基金の募集、寄付キャンペーン、賞の創設
- 申請プロジェクトに直結しない経常経費
- 飲食代（宴会費、菓子代含む）・娯楽費

- 申請機関・団体が定期的開催する理事会等の運営会議開催費
- 建築物の設計・建築・維持経費
- 機械・機器類の購入費（P C、F A X、コピー機、デジタルカメラ等）
- 記念碑の建立
- 出版書籍の買い上げ
- 書籍の増刷費用
- 弁論大会等コンテスト審査員への謝金、謝礼、入賞者への賞金
- その他会計報告時に領収書（写）の提出のないもの

7. 助成手続の流れ

